

表5 国の行政機関が扱う手続(各府省等共通手続)

手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況			オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
		条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成21年度にオンライン化する手続			
行政文書の開示請求	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	4	1		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	6040	(厚労省)15年度 (社保庁)15年度 (中労委)17年度	6040		224	3.709	
開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	14 14	2 4		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第38号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	4769	(厚労省)15年度 (社保庁)15年度 (中労委)17年度	4769		169	3.544	
開示実施手数料の減額又は免除の申請	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	14	2		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	0	(厚労省)18年度 (社保庁)15年度 (中労委)17年度	0		0	-	
個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	以外	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	10			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第125号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	0	平成17年度	0		0	-	

保有個人情報の開示請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	13	1		「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第125号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	176	厚労省)18年度	176	1	0.568	
電磁的記録についての開示の方法に関する定め	以外	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	24	2		「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第134号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	厚生労働省ホームページ	1	平成17年度	1	1	100.000	ホームページにて公開
開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	24	3		「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第135号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	140	厚労省)18年度	140	0	-	
訂正請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	28	1		「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第136号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	1	厚労省)18年度	1	0	-	
利用停止請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	37	1		「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第143号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	e-Gov(汎用申請・届出等受付システム)	0	厚労省)18年度	0	0	-	

個人情報ファイル簿の公表	以外	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令	7	5	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第149号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	厚生労働省ホームページ	1	平成17年度	1			1	100.000	ホームページにて公開
聴聞の通知	以外	行政手続法	15	1	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0			○			-	
意見募集に対する意見の提出	申請等	行政手続法	39	1	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	厚生労働省ホームページ	0	厚労省)18年度	0				-	
不服申立て書の提出	申請等	行政不服審査法	9	1、2	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		78			○			-	
裁決の送達(第52条第1項:不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	42	2	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		7			○			-	
不作為理由の提示	申請等	行政不服審査法	50	2	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		259			○			-	

独立行政法人の長となるべき者及び監事となるべき者の指名	以外	独立行政法人通則法	14	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
設立委員の任命	以外	独立行政法人通則法	15	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
設立準備行為の届出	以外	独立行政法人通則法	15	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
監査結果に基づく意見提出	以外	独立行政法人通則法	19	5		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
主務大臣による監事の任命	以外	独立行政法人通則法	20	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
主務大臣による法人の長の任命	以外	独立行政法人通則法	20	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
法人の長による役員任命の届出	以外	独立行政法人通則法	20	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						3			○		-
主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-
法人の長による役員解任の届出	以外	独立行政法人通則法	23	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0			○		-

業務方法書の認可	以外	独立行政法人通則法	28	1	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	1	○	-
業務方法書認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	28	3	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	6	○	-
中期目標策定（変更）の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	29	3	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	7	○	-
中期目標の独立行政法人への指示	以外	独立行政法人通則法	29	1	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	2	○	-
中期計画認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	30	3	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	8	○	-
中期計画の認可	以外	独立行政法人通則法	30	1	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	2	○	-
中期計画の変更命令	以外	独立行政法人通則法	30	4	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	○	-
年度計画の届出	以外	独立行政法人通則法	31	1	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	4	○	-
業務運営の改善その他の勧告	以外	独立行政法人通則法	32	3	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	○	-
中期目標に係る事業報告書の提出	以外	独立行政法人通則法	33	1	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	1	○	-

業務運営の改善その他の勧告	以外	独立行政法人通則法	34	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
中間目標期間終了時の検討に当たっての評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	35	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
財務諸表承認の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	38	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							14			○		-
財務諸表の承認	以外	独立行政法人通則法	38	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							2			○		-
主務大臣による会計監査人の選任	以外	独立行政法人通則法	40			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							2			○		-
主務大臣による会計監査人の解任	以外	独立行政法人通則法	43			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
目的積立金に係る主務大臣の承認	以外	独立行政法人通則法	44	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
目的積立金に係る承認の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	44	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
中期計画に記載する限度額を超えた短期借入金に係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	45	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
短期借入金の借換えに係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	45	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-
限度額を超えた短期借入金及び短期借入金の借換えに係る認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	45	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0			○		-

重要な財産の処分等に係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	48	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
重要な財産の処分等に係る認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	48	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
会計規程の届出	以外	独立行政法人通則法	49			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	52	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の評価委員会への通知	以外	独立行政法人通則法	53	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準に対する評価委員会の意見の申出	以外	独立行政法人通則法	53	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
在任中の法人の長及び監事の兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	54	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人の職員給与支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	57	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
職員の勤務時間等に係る規程の届出	以外	独立行政法人通則法	58	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人職員数の主務大臣への報告	以外	独立行政法人通則法	60	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
特定独立行政法人の内閣総理大臣が定める事項の届出	以外	独立行政法人通則法	60	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						
非特定独立行政法人の法人の長及び監事の兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	61			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								○						

非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	62			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					1			○					
非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の評価委員会への通知	以外	独立行政法人通則法	62			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					2			○					
非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の評価委員会による意見申出	以外	独立行政法人通則法	62			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0			○					
非特定独立行政法人の職員の給与及び退職手当支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	63	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					1			○					
主務大臣に対する業務・資産・債務状況に関する報告	以外	独立行政法人通則法	64	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0			○					
違法行為等の是正措置の要求	以外	独立行政法人通則法	65	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0			○					
是正措置等の報告	以外	独立行政法人通則法	65	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0			○					
積立金の処分に係る承認	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	5	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0			○					
国庫納付金の計算書等の提出	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	6	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					2			○					

行政文書の管理に関する 定め等の閲覧	以外	行政機関の保有する 情報の公開に関 する法律	22	2		「行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律の施 行に伴う行政機関の保有する情 報の公開に関する法律に係る対 象手続等を定める省令」(平成16 年総務省令第39号)により、各手 続をオンラインで行うことを可能と し、具体的な技術的基準等は、同 省令各条により、行政機関の定 めに委任しており、各府省が定め る方式でオンライン化に取り組む	厚生労働省ホーム ページ	1	平成14年度	1	1	100.000	ホームページにて公開
任命権者による懲戒処分	以外	国家公務員倫理法	26			人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事院 規則1-38)及び人事院規則1 -38の運用通知によりオンライ ンで行うことを可能としており、同 規則等に基づき各府省でオンライ ン化に取り組むことに支障はな		0			○	0	-
主務大臣による標準価格 等以下での販売の指示	以外	国民生活安定緊急 措置法	7	1		内閣府の所管する内閣府本府関 係法令に係る行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則(平成16年3月2 6日内閣府令)及び内閣府の所管 する内閣府本府関係法令に係る 行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する告示(平成1 6年3月26日内閣府告示)により オンラインで行うことを可能として おり、各府省が定める方式でオン		0			○	0	-
主務大臣による課徴金の 国庫納付命令	以外	国民生活安定緊急 措置法	11	1		内閣府の所管する内閣府本府関 係法令に係る行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則(平成16年3月2 6日内閣府令)及び内閣府の所管 する内閣府本府関係法令に係る 行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する告示(平成1 6年3月26日内閣府告示)により オンラインで行うことを可能として おり、各府省が定める方式でオン		0			○	0	-
主務大臣による課徴金納 付の督促	以外	国民生活安定緊急 措置法	12	1		内閣府の所管する内閣府本府関 係法令に係る行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則(平成16年3月2 6日内閣府令)及び内閣府の所管 する内閣府本府関係法令に係る 行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する告示(平成1 6年3月26日内閣府告示)により オンラインで行うことを可能として おり、各府省が定める方式でオン		0			○	0	-
指定物資の生産計画の作 成・変更についての主務 大臣に対する届出	申請等	国民生活安定緊急 措置法	15	1		内閣府の所管する内閣府本府関 係法令に係る行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則(平成16年3月2 6日内閣府令)及び内閣府の所管 する内閣府本府関係法令に係る 行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する告示(平成1 6年3月26日内閣府告示)により オンラインで行うことを可能として おり、各府省が定める方式でオン		0			○	0	-

主務大臣による指定物資の特定地域への輸送の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	22	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。					0		○	0	-
主務大臣による指定物資の特定地域における保管の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	22	3		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。					0		○	0	-
主務大臣に対する工事計画の届出	申請等	国民生活安定緊急措置法	24	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。					0		○	0	-
主務大臣による工事計画の実施の延期等の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	24	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。					0		○	0	-
主務大臣に対する設備投資計画の届出	申請等	国民生活安定緊急措置法	25	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。					0		○	0	-

主務大臣による設備投資計画の実施の延期等の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	25	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。					0		○	0	-
主務大臣による業務又は経理の状況に関する報告徴収	以外	国民生活安定緊急措置法	30			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。					0		○	0	-
特定物資の買付けについての売渡先の同意	以外	生活関連物資等の買占め売り惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。					0		○	0	-
内閣総理大臣及び主務大臣による売渡しに関する指示	以外	生活関連物資等の買占め売り惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。					0		○	0	-
内閣総理大臣及び主務大臣による売渡しに関する命令	以外	生活関連物資等の買占め売り惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。					0		○	0	-

内閣総理大臣及び主務大臣による裁定の結果の通知	以外	生活関連物資等の買占め売り惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	5		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。	0				○	0	-
内閣総理大臣及び主務大臣による事業者に対する報告徴収	以外	生活関連物資等の買占め売り惜しみに対する緊急措置に関する法律	5	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。	0				○	0	-
統制額を超えた価格等による契約等に係る主務大臣の許可(例外許可)	以外	物価統制令	3			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。	0				○	0	-
統制額等を超えた価格等の受領等を目的として契約締結後に行う契約変更等に係る主務大臣の許可	以外	物価統制令	8の2			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。	0				○	0	-
主務大臣による販売価額等の表示に関する命令	以外	物価統制令	15			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととしている。	0				○	0	-

主務大臣による販売価額等の届出命令	以外	物価統制令	16			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこと	0				○	0	-
主務大臣による販売価額の割増命令	以外	物価統制令	20	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこと	0				○	0	-
主務大臣による報告徴収	以外	物価統制令	30			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこと	0				○	0	-
主務大臣による統制額の指定(通知)	以外	物価統制令施行令<物価統制令>	2			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこと	0				○	0	-
原価計算要綱に基づき原価計算すべき物品生産者又は役務提供者の指定	以外	物価統制令施行令<物価統制令>	4			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこと	0				○	0	-

主務大臣による原価計算 実施手続の提出要求	以外	物価統制令施行令 ＜物価統制令＞	5	1	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。	0	○	0	-
主務大臣による原価計算 実施手続の変更命令	以外	物価統制令施行令 ＜物価統制令＞	5	2	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。	0	○	0	-
主務大臣による原価に 関する書類等の提出命令	以外	物価統制令施行令 ＜物価統制令＞	6	1	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンラインで行うこととする。	0	○	0	-
主務大臣による割増額を 附すべきことを命じる者の 指定	以外	物価統制令施行令 ＜物価統制令＞	7	1	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組み、ことに支障はない。	0	○	0	-
期末手当の一時差止処分 の説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	19 の6	5	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組み、ことに支障はない。	0	○	0	-
勤労手当の一時差止処分 の説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	19 の7	5	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組み、ことに支障はない。	0	○	0	-

期末特別手当の一時差止処分の説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	19 の8	7		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
休職者に対する期末手当・期末特別手当の一時差止処分の説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	23	8		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
補償を受ける権利を有する旨の通知	以外	国家公務員災害補償法	8			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						2	○	0	-
年次休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	17	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-
介護休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-
特別休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-

病気休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児休業の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	3	2.3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児休業期間の延長の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	4	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
自己啓発等休業の請求・承認	以外	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	3	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		
自己啓発等休業期間の延長の請求・承認	以外	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	4	1.3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		

育児短時間勤務の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	12	2.3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○		0	-	
育児短時間勤務の延長の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	13	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○		0	-	
育児休業の承認の取消	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	6	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児時間の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	26	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児時間の承認の取消	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	26	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
処分説明書の交付	以外	国家公務員法	89	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はな						13		○		0	-	

講演等に関する倫理監督官の承認	以外	国家公務員倫理規程	9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○	0	-
法令違反行為の主任大臣に対する報告	以外	国家公務員倫理規程	15	1	4	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○	0	-
特定独立行政法人から主務大臣への届出	以外	国家公務員倫理法	5	5		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○	0	-
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への贈与等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない				4271			○	0	-
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への株取引等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	7	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない				9			○	0	-

各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	8	1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	78	○	0	-
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書に代わる納税申告書の写しによる提出	以外	国家公務員倫理法	8	2	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	0	○	0	-
贈与等報告書の閲覧	以外	国家公務員倫理法	9	2	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない	9	○	0	-
育児を行う職員の早出遅出勤務の請求・通知	以外	人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）	4	1.2	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0	○	0	-
育児を行う職員の早出遅出勤務の状況変更届	以外	人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）	5	3	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0	○	0	-
介護を行う職員の早出遅出勤務の請求・通知	以外	人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）	12		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例（平成18年3月31日人事院規則1-45）により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0	○	0	-

介護を行う職員の早出遅出勤務の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0			○		0	-	
育児を行う職員の深夜勤務制限の請求・通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	7	1.2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0			○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児を行う職員の深夜勤務制限の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	8	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0			○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
介護を行う職員の深夜勤務制限の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0			○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
介護を行う職員の深夜勤務制限の請求・通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる						0			○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

育児を行う職員の超過勤務制限の請求・通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	10	1.2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児を行う職員への超過勤務制限開始日の変更の通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	10	4		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
育児を行う職員の超過勤務制限の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	11	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
介護を行う職員の超過勤務制限の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
介護を行う職員の超過勤務制限の請求・通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

介護を行う職員への超過勤務制限開始日の変更の通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	12			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	
留学費用の償還を要する者に対する通知	以外	人事院規則10-12(職員の留学費用の償還)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
健康管理者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	5	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
安全管理者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
健康管理担当者及び安全管理担当者の設置	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	
2以上の省庁で野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の総括責任者の設置	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	8	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	

野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の責任者の指名	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	8	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
健康管理医の指名又は委嘱	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	9	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
危害防止主任者の指名	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	10	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
火元責任者の設置	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	11			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
健康安全管理規程の周知	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	12	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
指導区分決定等のための職務内容等の提示	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	23	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-
就業禁止に関する手続き	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	24	3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	○	0	-

健康診断結果の通知	以外	人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)	24 の3			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
線量当量の測定等の結果の職員への通知	以外	人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止)	24	4		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
放射線障害防止管理規程の職員への周知	以外	人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止)	27	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
船員に対する伝染病の予防等の措置の記録	以外	人事院規則10-8 (船員である職員に係る保健及び安全保持の特例)	6	3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
勤務延長及び勤務延長の期限の延長の同意書	以外	人事院規則11-8 (職員の定年)	8			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
勤務延長の期限の繰上げの同意書	以外	人事院規則11-8 (職員の定年)	9			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-

人事異動通知書	以外	人事院規則11-8 (職員の定年)	11			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	
再任用の任期の更新の同意書	以外	人事院規則11-9 (定年退職者等の再任用)	5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-	
人事異動通知書	以外	人事院規則11-9 (定年退職者等の再任用)	6			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	
懲戒の手続	以外	人事院規則12-0 (職員の懲戒)	5	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-	
職務専念義務の免除に係る請求及び承認	以外	人事院規則13-5 (職員からの苦情相談)	5	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
技術移転兼業報告	以外	人事院規則14-17 (研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-	

技術移転事業者に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-17(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○		0		-
研究成果活用兼業報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○		0		-
研究成果活用企業に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○		0		-
監査役兼業状況報告	以外	人事院規則14-19(研究職員の株式会社の監査役との兼業)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○		0		-
監査役企業に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-19(研究職員の株式会社の監査役との兼業)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない					0		○		0		-

株式所有の報告	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	2	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-	
措置を講じた職員の報告等	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-	
職務上適当でないと認められなかった職員等の報告等	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	8	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-	
経営に参加し得る地位の変更の場合の報告	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-	
フレックスタイム制適用職員の勤務時間の申告・割振り	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	3	1.2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。					0		○	0	-	
																本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

フレックスタイム制適用職員への勤務時間割振りの通知	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
週休日の振替・半日勤務時間の割振り変更の際の職員への周知	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
週休日及び勤務時間の割振り等の明示	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
休日の代休日の指定	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	17	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
産前の場合の特別休暇の申出	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	27	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○		0		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

産後の場合の特別休暇の届出	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	27	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる							0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
年次休暇の請求・承認	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	3	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる							0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
年次休暇以外の休暇の承認	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	4	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる							0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
産前の場合の休暇の申出及び産後の場合の休暇の届出	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	5			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる							0	○	0	-	
公務災害に係る被災職員等からの申出	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	20			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない							90	○	0	-	

補償事務主任者から実施機関への報告	以外	人事院規則16-0 (職員の災害補償)	20			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	3				○	0	-
通勤災害に係る被災職員等からの申出	以外	人事院規則16-0 (職員の災害補償)	21			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	82				○	0	-
補償を受ける権利を有する旨の通知	以外	人事院規則16-0 (職員の災害補償)	23	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない	88				○	0	-
公務外又は通勤外通知書	以外	人事院規則16-0 (職員の災害補償)	23	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	1				○	0	-
遺族補償一時金(失権差額一時金)請求書・遺族特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	0				○	0	-
介護補償請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	11				○	0	-

休業補償請求書・休業支援金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない		33				○	0	-
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない		8				○	0	-
葬祭補償請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない		0				○	0	-
療養補償請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	1	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない		514				○	0	-
補償の支給決定に関する通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	2	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない		142				○	0	-

介護補償に係る介護状態 変更の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	3	2		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない						0		○		0	-
療養補償・休業補償・介護 補償を受けている者が死 亡した場合のその遺族か らの届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	3	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない						1		○		0	-
傷病補償年金に関する通 知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	4			人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能とし ており、同規則等に基づき各府 省でオンライン化に取り組むこ とに支障はない						0		○		0	-
傷病補償年金請求書・傷 病特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	5			人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない						0		○		0	-
傷病補償年金の支給決定 に関する通知	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	6	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない						0		○		0	-
年金証書の亡失等に係る 新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	8	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない						0		○		0	-

失権報告	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	9			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
傷病補償年金変更請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
治癒認定通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11 の2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						171	○	0	-
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11 の3			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
失権報告	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11 の4			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-
障害補償変更請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11 の4			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-

年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	11 の4				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0			○	0	-
遺族補償請求書・遺族特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	12				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0			○	0	-
失権報告	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	13				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			2			○	0	-
年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	13				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0			○	0	-
遺族補償年金受給権者の代表者選任、解任の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	14	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0			○	0	-

遺族補償年金の支給停止又は支給停止解除に関する通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	15	3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-
遺族補償年金支給停止解除申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	15	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-
遺族補償年金支給停止申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	15	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-
遺族補償年金受給資格者数の増減等の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	16			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-
年金額の改定通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	17			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。					61		○	0	-
過誤払による返還金債権への充当通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	17	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○	0	-

障害補償年金差額一時金請求書・障害差額特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	19			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0	○	0	-
障害補償年金前払一時金請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	20			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0	○	0	-
遺族補償年金前払一時金請求書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	20 の2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0	○	0	-
障害補償年金等の支給停止終了の通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	20 の4			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。					1	○	0	-
未支給の補償請求書・未支給の福祉事業支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	20 の5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					1	○	0	-
福祉事業の支給決定等に関する通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	21	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					1	○	0	-

福祉事業申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	21	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			1				○	0	-
アフターケア費用支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			2				○	0	-
リハビリテーション費用支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0				○	0	-
外科後処置費用支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0				○	0	-
旅行費支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない			0				○	0	-

ホームヘルプサービス費用支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の4	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
ホームヘルプサービスの失権に係る届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
遺族特別支給金・遺族特別援護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
休業補償請求書・休業援護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
傷病特別支給金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-

障害特別支給金・障害特別 介護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない					0		○	0	-
障害補償請求書・障害特 別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない					0		○	0	-
障害補償年金差額一時金 請求書・障害差額特別給 付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	22 の6	1		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない					0		○	0	-
遺族特別支給金受給権者 の代表者選任の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	22 の7	2		人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない					0		○	0	-
遺族特別介護金受給権者 の代表者選任の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事 業の実施)	22 の8			人事院関係法令に基づく行政手 続等における情報通信の技術の 利用(平成15年4月1日人事 院規則1-38)及び人事院規 則1-38の運用通知によりオ ンラインで行うことを可能と し、具体的な実施方法は規則第 4条により行政機関等のために 委任しており、各府省が定める 方式でオンライン化に取り組む ことに支障はない					0		○	0	-

就労保育援護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
奨学援護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
奨学援護金・就労保育援護金の支給を受けている者からの内容変更の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	22 の10			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
奨学援護金・就労保育援護金支給額改定通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	23			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-
傷病補償年金請求書・傷病特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	23 の2	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○		0	-

障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	23 の2	1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	○	0	-
傷病特別給付金、年金たる障害・遺族特別給付金の支給額の改定通知書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	23 の3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	59	○	0	-
年金たる遺族特別給付金受給権者の代表者選任、解任の届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	24		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	○	0	-
長期家族介護者援護金支給申請書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	24 の2	1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	○	0	-
第三者から損害賠償を受けた場合の被災職員からの届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	27		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	1	○	0	-
遺族の現状報告書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	32		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	58	○	0	-

定期報告の必要がないとする通知	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	32				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない						0	○	0	-
療養・障害の現状報告書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	32				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						21	○	0	-
療養・障害の現状報告書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	33	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0	○	0	-
奨学奨励金・就労保育奨励金の支給に係る現状報告書	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	34				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						2	○	0	-
定期報告の必要がないとする通知	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	34				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない						0	○	0	-
他の法令による給付に関する届出	以外	人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)	35				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0	○	0	-

管理職員等の通知	以外	人事院規則17-0 (管理職員等の範囲)	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0	○	0	-	
専従許可申請	以外	人事院規則17-2 (職員団体のための職員の行為)	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
専従許可の更新申請	以外	人事院規則17-2 (職員団体のための職員の行為)	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
専従許可の取消の届出	以外	人事院規則17-2 (職員団体のための職員の行為)	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
専従許可の復職	以外	人事院規則17-2 (職員団体のための職員の行為)	4			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
短期従事の許可	以外	人事院規則17-2 (職員団体のための職員の行為)	6			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0	○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

派遣職員の任命権者への報告	以外	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)	9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。							0	0	-	
人事異動通知書	以外	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)	6			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関							0	0	-	
育児休業等計画の申出	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	4	1	4	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな							0	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
			18	1	5	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな							0	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとし
養育状況の変更の届出	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	10	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな							0	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
			22			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな							0	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

			31			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな						0		0	○		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
人事異動通知書(育児休業等)	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	12			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな						0		0	○		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
			24			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能とな						0		0	○		本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
裁量勤務職員に特定の時間帯等を勤務することを命じる際の通知	以外	人事院規則20-0(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	10	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		0	○		
裁量勤務の状況についての報告	以外	人事院規則20-0(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	11			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		0	○		

人事異動通知書	以外	人事院規則20-0 (任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				0	-
人事異動通知書	以外	人事院規則21-0 (国と民間企業との間の人事交流)	15				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				0	-
事情聴取等を求められた職員の勤務の免除の承認	以外	人事院規則22-2 (倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	6	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				0	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
出頭を求められた職員の勤務の免除の承認	以外	人事院規則22-2 (倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				0	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
人事異動通知書	以外	人事院規則23-0 (任期付職員の採用及び給与の特例)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				0	-

人事異動通知書	以外	人事院規則24-0 (検察官その他の 職員の法科大学院 への派遣)	16			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				○	0	-
人事異動通知書 (自己啓発等休業の承認、自己啓発等休業の期間の延長の承認、職務復帰)	以外	人事院規則25-0 (職員の自己啓発 等休業)	11			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				○	0	-
大学等における修学又は 国際貢献活動の内容の報告	以外	人事院規則25-0 (職員の自己啓発 等休業)	12	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				○	0	-
辞職の申出	以外	人事院規則8-12 (職員の任免)	73			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない	0				○	0	-
人事異動通知書 (採用、昇任、転任、配置 換等)	以外	人事院規則8-12 (職員の任免)	75			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる	0				○	0	-
人事異動通知書 (降任、休職、免職)	以外	人事院規則8-12 (職員の任免)	76			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない	0				○	0	-

通勤届	以外	人事院規則9-24 (通勤手当)	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
確認書類	以外	人事院規則9-24 (通勤手当)	4	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○	0	-	
事後の確認	以外	人事院規則9-24 (通勤手当)	21			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○	0	-	
期末手当等の一時差止処分に関する交付文書(一時差止処分書)	以外	人事院規則9-40 (期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6の4	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○	0	-	
期末手当等の一時差止処分の取消しの申立書	以外	人事院規則9-40 (期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6の5	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○	0	-	
期末手当等の一時差止処分の取消しの通知書	以外	人事院規則9-40 (期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6の6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない						0		○	0	-	

期末手当等の一時差止処分に関する処分説明書の写し	以外	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6の8			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	
住居届	以外	人事院規則9-54(住居手当)	6	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
証明書類	以外	人事院規則9-54(住居手当)	6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	
事後の確認	以外	人事院規則9-54(住居手当)			10	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						0		○	0	-	
給与の振込についての職員からの申出	以外	人事院規則9-7(俸給等の支給)	1の3	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
扶養親族届	以外	人事院規則9-80(扶養手当)			3	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						0		○	0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。

認定に際しての証明書類	以外	人事院規則9-80 (扶養手当)	4	3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○		0	-	
事後確認	以外	人事院規則9-80 (扶養手当)	5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○		0	-	
証明書類	以外	人事院規則9-89 (単身赴任手当)	7	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。					0		○		0	-	
単身赴任届	以外	人事院規則9-89 (単身赴任手当)	7	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。					0		○		0	-	本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。
事後確認に際しての証明書類	以外	人事院規則9-89 (単身赴任手当)	10	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン					0		○		0	-	
債権の確定	以外	旧軍関係債権の処理に関する法律	5	2.3		電子化の必要性の有無について不明。各省から電子化の要望もないので現時点では制度改正は行っていない。					0		○		0	-	
督促	以外	旧軍関係債権の処理に関する法律	6	1.2, 4		電子化の必要性の有無について不明。各省から電子化の要望もないので現時点では制度改正は行っていない。					0		○		0	-	

委託契約の報告	以外	駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則	3	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、現時点においてもオンラインで行うことに支障はない。					0			○	0	-
給与金支払書等の送付	以外	駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則	4	1		各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改革は行っていない。					0			○	0	-
印鑑照合簿の送付	以外	駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則	4	2		各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改革は行っていない。					0			○	0	-
振込届書の送付	以外	駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則	4	2		各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改革は行っていない。					0			○	0	-
未渡金明細書等の交付	以外	駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則	7	2		各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改革は行っていない。					0			○	0	-
譲与を求める申出	以外	民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する	2	1		手続規定ではない。					0			○	0	-
援助事業実施の報告	以外	民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、現時点においてもオンラインで行うことに支障はない。					0			○	0	-
支払われなかった金額その他必要事項の支出官への報告	申請等	基礎年金の支払事務の取扱に関する省令	8			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、現時点においてもオンラインで行うことに支障はない。					0			○	0	-
収納済となったものに相当する金額の歳入徴収官への報告	申請等	基礎年金の支払事務の取扱に関する省令	9			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、現時点においてもオンラインで行うことに支障はない。					0			○	0	-
交付資金亡失の際の所管大臣経由、財務大臣、厚生労働大臣への通知	申請等	基礎年金の支払事務の取扱に関する省令	10			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、現時点においてもオンラインで行うことに支障はない。					0			○	0	-
恩給納付金額通知書の送付	以外	独立行政法人等の恩給納付金に関する政令(17.10.01施)	2	1		各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改革は行っていない。					0			○	0	-
手続数合計			320								17,329				11,129	397